

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の一部助成制度

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の一部助成制度

狛江市では、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の一部助成を実施しています。飼い主のいない猫の寿命は4～5年と言われており、その猫一代限りを徹底すれば自然と猫の数は減っていくと思われれます。このことにより、ふん、尿などによる住民間のトラブルを解決し、命にやさしい街づくりを目指します。

助成の要件

1. 狛江市内に生息する飼い主のいない猫（飼い猫は対象外です）であること
2. 申請者が狛江市在住の方であること
3. 手術済の目印（猫の耳元のV字カット等）を承諾すること
4. 手術後の猫は、もともと生息していた地域へ戻すこと

手術頭数

申請者ごとに原則として年間5匹まで

助成金上限額

♀メス **8,000円**

♂オス **4,000円**

申請期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

※ただし、実施期間中であっても予算額に達した時には、受付を終了します。そのため、申請する前に健康推進課へご確認ください。

申込方法

申請書と下記の添付書類を健康推進課（あいとびあセンター）の窓口へご持参ください。（郵送でも可）

- [助成金交付申請書（第1号様式）](#) [66KB pdfファイル]
- [助成金請求書（第3号様式）](#) [88KB pdfファイル]
- 手術実施後の猫の写真（猫の耳元のV字カット等が分かるもの）
- 動物病院が発行した領収書又はその写し
- 振込先口座の確認ができるもの（通帳等の写し）

支払い方法

振込みにて支払い

その他

♀病院は、市内・市外を問いません。

♀捕獲器の貸し出しも行っています（不妊去勢手術を目的とする場合のみ）

さくらねご無料不妊手術事業について

さくらねご無料不妊手術事業とは

公益財団法人どうぶつ基金から無料で不妊去勢手術が受けられるチケットの交付を受け、市民やボランティア団体と連携してTNR活動を行う事業です。TNR活動は、飼い主のいない猫を捕まえて（Trap）、不妊去勢手術を行い（Neuter）、元の場所に戻す（Return）活動です。手術を終えた猫からは子猫が産まれないため、飼い主のいない猫の頭数抑制が見込めます。

狛江市では、飼い主のいない猫に関する問題を解決するため、手術費の一部助成に加えて、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねご無料不妊手術事業（行政枠）」に参加し、市民やボランティア団体の協力のもとTNR活動を行っています。

■ 公益財団法人どうぶつ基金とは

公益財団法人どうぶつ基金は、動物の適正な飼育法の指導・動物愛護思想の普及等を行い、環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の推進に寄与することを目的とし、各種事業を行う団体です。

■ さくらねごとは

不妊去勢手術を受けたしるしとして、耳先をさくらの花びらの形にカットした猫のことです。耳先のカットは手術で麻酔が効いている間に行うため痛みはなく、再捕獲されないための目印となります。

※さくらねごTNRは、猫や犬とヒトが幸せに優しく共生できる社会を目指す公益財団法人どうぶつ基金と狛江市の協働事業です。

■ 関連情報

- [公益財団法人どうぶつ基金ホームページ（外部リンク）](#)